

特別免許状の授与に係る教育職員検定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第3項に規定する教育職員検定（以下「検定」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(検定基準)

第2条 山形県教育委員会は、特別免許状の授与を受けようとする者（以下「出願者」という。）から特別免許状に係る検定の出願があったときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準に基づき検定を行うものとする。なお、検定を出願できる者は、主幹教諭、指導教諭若しくは教諭として勤務する者又は助教諭若しくは講師として長期的に勤務することが見込まれる者とする。

(1) 学力及び実務に関する検定

担当する教科又は事項に関する専門的な知識経験又は技能を有する者であつて、次のいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は別表に掲げる教育施設における教科又は事項に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること

イ 教科又は事項に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が、概ね3年以上あること

ウ 外国の教員資格の保有、博士号の学位の保有、全国規模以上の各種競技会又はコンクール等における優秀な成績等により教科又は事項に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められること

(2) 人物に関する検定

社会的信望があり、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有する者

(3) 身体に関する検定

教員の職務を行うのに支障がない健康状態であることの医師の証明が得られる者

(推薦書に記載する事項)

第3条 出願者を任命又は雇用しようとする者（以下「任命者等」という。）は、教育職員免許状に関する規則（昭和30年4月県教育委員会規則第5号。以下「規則」という。）第3条の表区分6に掲げる推薦書（別記様式第12号の2）に、次の事項を記載するものとする。

- (1) 出願者が第2条第1項第1号及び第2号に該当すると認められること
- (2) 出願者を任命又は雇用することにより、次の観点から学校教育が効果的に実施されると認められること
 - ア 実現しようとしている教育内容
 - イ 出願者に対し、特別免許状を授与する必要性があること
 - ウ 勤務予定校における出願者の研修計画（指導計画、指導案並びに教材の作成及び指導方法等、大学における教職科目的履修等に関するもの）
 - エ 勤務予定校又は設置者による学習指導要領及び教科書の内容の趣旨並びに校務に関する共通理解を図るための支援体制等

(出願書類)

第4条 出願者は、規則第3条の表区分6に掲げる書類のほか、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 出願者が第2条第1項第1号に該当することが確認できる任命者等による実務経験証明書
- (2) 出願者が第2条第1項第2号に該当することが確認できる任命者等以外による推薦書（出願者が勤務予定校以外の日本の学校における実務経験（臨時免許状又は特別免許状による授業、特別非常勤講師や学習指導員等の活動を含む。）や学校外の活動における児童生徒への学習活動の支援実績がある場合は、当該校の設置法人の役員や校長等管理職等による推薦を含むことが望ましい。）
- (3) 出願者による出願理由書
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

（特別免許状検定委員による審査）

第5条 山形県教育委員会は、検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ規則第5条第2項に規定する特別免許状検定委員の意見を聞くものとし、その方法は特別免許状検定委員が出願者に対して行う面接によるものとする。なお、任命者等が勤務実態を把握しており、適切と認められる場合は、書類審査に代えることができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

別表

教 育 施 設
平成3年文部省告示第91号又は第120号により指定又は認定された在外教育施設
日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの
日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの ・アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC） ・アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI） ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS） ・スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカラレア事務局（略称IBO）